残余財産の処分方法

１　正味資産　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　解散・清算諸費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(1)　解散事務費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(2)　従業員退職費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(3)　諸税　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(4)　○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(5)　○○○○○　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　差引残余財産の額（１－２）　　　　　　　　　　円

４　残余財産の処分方法

　　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、払込済出資額に応じて出資者に帰属させる。

※　残余財産の帰属すべき者について、法第44条第5項に規定する者を定款で規定している医療法人の場合は、次のようになります。

４　残余財産の処分方法

　　法定公告手続の後、確定した残余財産は、定款第○条の規定により、○○（定款に規定している者から選ぶ。）に帰属させる。

５　出資者名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 出資額　　　　（円） | 出資割合　（％） |
|  |  |  |